

## 宇部式匿名組合の法律的性格

田村, 豊

<https://doi.org/10.15017/1276>

---

出版情報 : 法政研究. 19 (4), pp.109-126, 1952-03-31. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 宇部式匿名組合の法律的性格

田村

豊

## 目次

序

- (一) 匿名組合の沿革
- (二) 匿名組合の規約
- (三) 匿名組合の特質
- (四) 匿名組合の将来性

## 序

茲に宇部式匿名組合というのは宇部炭田（註一）を中心其自然的に發生し發展した一企業形態に附けられた名稱であつて、此の企業形態は後には地域的に山口炭田（註二）全域に互り業種も炭鑛以外の種目にまで及んでいる。其の存在が特定の地域に限定されているとはいうものの、當該地域に及ぼす其の經濟的役割は決して之を輕視する事が出來ないのである。私が此の問題をこゝで取扱うに至つた動機は民法、商法に規定してある組合とは全く別個の此の慣習法

的に發達した獨特の企業形態をはからずも内部から觀察する機會を與えられたが爲である。私はかねてから此の法的慣行に對しては、少なからず興味を感じていたので、之を機會に不十分ながら科學的に究明しようと企圖したのである。之に依つて知り得られるものは國家法と社會固有の傳統的な保守的要素との接觸面は動的力學的構造を持つもの、それは力と力とが押し合つてゐる間に成り立つ不安定な法的狀態であるということである。以下此の独自の法的慣行を他の類似の法規範から分つところの特徴はどこに求められるか、それが如何なる歴史的背景に於いて生れ、現在特定社會の法的要求を如何に充足しているか、更に將來如何なる運命を辿るべきであろうかというようなことを念頭に置きつゝ所論を進めることにする。

(註一) 宇部炭田というのは山口縣宇部、小野田兩市を中心とした厚狹郡、吉敷郡沿岸一帯の陸地及海面に亘つて東西七里・南北五里の地域を主とし、南方は遠く周防灘に向い海底に拡がり分布してゐる炭田をいう。

(註二) 山口炭田という場合は宇部炭田以外に大嶺炭田を含める場合に用いられる。山口炭田として現在此の企業形態を採用してゐる炭鑛企業家は六十近くもあるし、其の資本總額は數十億圓、關係従業員數は現在で約三万五千人、有価證券としての組合券は縣下は勿論のこと遠く福岡、廣島、京阪方面にまで進出してゐるのである(一九四九年調)。

## (一) 匿名組合の沿革

鑛工都宇部に生成發展し全國的にも其の名を知られてゐる此の匿名組合の特質を知るためには先ず其の發生、發展の跡をたどつて見る必要がある。宇部式組合經營の濫觴は遠く二百五十年前の延寶の頃に始まるといわれている。當時村民は領主福原公の許しを得て單に自家消費の炊事炭として極めて幼稚、姑息的な方法で石炭を採掘してゐた。所が

文化年間に三田尻の製塩業者が薪の代用として宇部炭田の石炭を使用し始めた。此の頃から採炭事業も漸く其の緒につくようになって、村民は各自資金を據出して、別に勞務者も使わず、秋の取入れが済むと坑を開き、各々其の心得た仕事に従事し、採掘した炭は坑口に積んで置いて梅雨の頃までに其の採掘を終ると同時に、坑口も埋上げ、田地の仕戻も之を皆済してしまふのである。そして稻の植付けを爲す頃になると塩田の方では漸く石炭の需要期にはいるので、炭田の方では稻の植付けを終えて石炭を海岸に搬出する。此の海岸に搬出された石炭を、本山岬を中心にした地方の船頭が買ひ取つて塩田に賣り込んだのである。宇部炭が別名元山炭と稱せられたのは此の爲である。

斯様にしてその初めは農閑期を利用して村民各自が採掘したものを船頭に販賣し損益とも其の出資に應じて分配していた所謂労働協同体的企業であつたのであるが、明治二十年頃から農繁期も採炭事業を續け、事業の中心人物を頭取と稱して事業の一切の權能を之に委ね、資本金も増大するようになって出勤組合員、事務員以外に「カゲブ」(蔭歩)と稱する普通組合員の數も次第に増加して來た。頭取を家長として其の傘下に事務員は家族的に各々其の責任の業務に従い、頭取以下同率の賃金を受けると共に食事も三食共事務所で食卓を同じくして和氣霽々裡に協力して事業の發展に努力したのである。此の初期の素朴な労働協同体的な組織から独自の企業形態を發展するに當つてあづかつて力あつた功勞者は渡邊祐策という人である。それは氏を中心にして創立された沖ノ山炭鑛組合組織がやがて此の地方に於ける普遍的な存在となつて行つたからである。其の後昭和三年に沖ノ山、昭和十年に東見初の二大炭鑛が經濟界の狀勢から共に株式會社に組織を變更したけれども、其の他の炭鑛の大部分は從來通りの組合組織としてその經營を續けて今日に至つているものの、その内容は時代の流れと共に隨分質的に變化を來している。そして其の大部分は中小企業としての域を脱し得ないのであるが、中には相當の規模をもつて炭鑛以外の事業を併せ多角的に經營してい

## 資 料

るものも若干見受けられる(註三)。

(註三)「宇部鑛業案内」(昭和一四・三・三〇・渡辺剛二)に依る。

宇部炭田の初期の企業組織について、山口大學の名西教授は次の如く述べている。「数人若くは数十人の合資の組織であつて共同事業の資本額と事業参加者の出し分を計算するに當つて斗、升、合の言葉を以つてしたと云われている。例へば全体の株数三斗或は四斗、一升口の出資額若干とし、株主一人につき五升若くは一升或は数升の歩口を引受けるといふ仕組であつたと伝えられる」と(山口大學經濟學部雜誌第一卷第一、二号第二七六頁)。

## (二) 匿名組合の規約

匿名組合の企業者と組合員との關係は對人的契約であるからその特質を知る爲めには組合規約を一瞥する必要がある。尙組合規約を年代別に古いものから擧げて見ると其の時代的變化の跡がよく判つて興味あることではあるが茲には紙數の都合上最近の代表的なもののみを擧げるに止める。

### 〇〇〇〇組合規約

#### 第一章 凡 則

第一條 本組合は〇〇〇〇組合と称し事務所を〇〇市に置く。

第二條 本組合は左の事業を営むを以つて目的とす。

- 一、本組合所有鑛区及他人名儀鑛区の石炭、石材等の採掘、採取、製鍊、加工及販売。
- 二、運輸、運送事業。

三、右に關連せる諸事業の經營及之等に出資することを得るものとす。

## 第二章 資本金及組合券

第三條 本組合の資本金〇〇〇〇圓也とし、之を〇〇口に分ち、一口拂込金五拾圓也を以て成立す。

第四條 本組合は組合員並にその所有權を證する爲めに組合員に組合券を交付し組合長の捺印を以つて拂込の證とす。

第五條 本組合の組合券を拾口券、五拾口券、百口券の三種とす。

第六條 組合券に対する拂込期日並に金額及拂込方法等は役員會の決議により之を定む。

第七條 本組合は事業の都合により資本金の増加、借入金が必要生じた時は役員會の決議により之れを爲すものとす。

第八條 組合員が所定の拂込期日までに拂込をなさざる時は其の翌日より金百圓に付一日四錢の遅延利息を徵收するものとす。

但し拂込み期日を経過し六十日を越ゆるも尙拂込みを爲さざる場合には其の組合券の權利を放棄せるものと見做し之を沒收することあるべし。尙此の場合既納拂込金は返還せず、負擔の義務あるものは之を辨濟せしむるものとす。

第九條 本組合の組合券名儀を変更せんとする時は本組合所定の名儀書換請求書に組合券を添え提出し、組合長の承認を要するものとす(註四)。

名儀書換手数料は組合券一枚につき金貳圓を徵收す。

(註四) 本條の如く規定せる場合は組合券の金融的價值は株券の場合と大差ないのであるが、組合によつては『出資券の讓渡は組合長の承認を得るにあらざれば無効とす。但し相續の場合は此の限りにあらず』と規定し讓渡に組合長の事前の承認を要件とするものもある。

## 資 料

第十條 本組合の組合券を毀損又は喪失したるときは組合所定の請求書に其の理由を記載し、組合長の認める保證人貳名の連署を以て請求すべし、組合長に於て其の事由を認めたる時は喪失の理由を公告し、其の翌日より二十日以内に故障を申し出る

資 料

第十一條

者なきときは舊組合券を無効とし新に組合券を發行交付するものとす。但し之に要する費用は請求者の負担とす。  
前二項により新に組合券交付を受くる時は組合券一枚に付金拾五円の手数料を支拂うものとす。

本組合員は住所、氏名及印鑑を所定様式により本組合に届出すべし。變更あるときも亦同じ。  
本條の届出を怠りたる爲めに生じたる損害は其の組合員の責に任するものとす。

第十二條

組合長は本組合經營の都合により一定期間を定め組合券の名儀書換を停止することを得るものとす。

第三章 組合總會

第十三條

本組合は毎年一月定時組合總會を開催し、前年度の事業及會計報告を爲すものとす。

組合長は必要に應じ臨時組合總會を招集することを得るものとす。

第十四條

總會の議長は組合長とし、差支えあるときは他の役員順次之れに當るものとす。

第十五條

總會の決議は議事録に記載し、出席役員記名捺印し組合長之を保管す。

第十六條

總會の決議は出席組合口数の多数決に依り決議す。可否同数なるときは議長之を決す。

第四章 役員

第十七條

本組合に左の役員を置く。

一、組合長 二、副組合長 三、取締役

四、監査役 五、相談役

役員は其の就任中は責任所有券貳百口以上とす。

第十八條

組合長は發起人會に於て之を推薦し、爾後の場合は役員會に於て選舉す。

役員の選任、解任及給與は組合長之を行うものとす。

組合長は必要に応じ専務取締役、常務取締役を置くことを得。

第十九條 本組合職員の雇傭、任免、給與は総て組合長之を行うものとす。

第二十條 本組合の役員、職員が勤務上不都合の行爲により組合に損害を及ぼしたる場合は本人及保證人により損害の賠償を爲さしむるものとす。尙其の行爲の輕重程度により解任、転職、訓戒の処置をなすものとす。

## 第五章 會計

第二十一條 本組合事業年度は一月一日より十二月末日迄とす。

第二十二條 本組合は事業年度中の總益金より一切の經費を引去りたる剰余金の百分の十以内を役員賞與として之を引去りたる後の殘額を純益金として事業の狀況に依り左の通り處分するものとす。

一、準備積立金 二、組合員拂戻金

三、後期繰越金

第二十三條 本組合は純益金を以つて組合員拂戻をなすにより、事業上損失を生じたる場合は組合員は其の口数に応じ損失金の負担を爲す義務を有するものとす（註五）。

（註五） 本條は危險負担に関する組合員の無限責任を規定しているものであつて、組合の中には單に『本組合員は其の出資額に應じて組合の損益を分担するものとす』としてゐるものもある。

資 料  
第二十四條 組合員拂戻金は其の拂戻支拂期日經過後三ヶ年を経過するも之れを請求受領せざるときは其の金額は本組合の取得とす。

第二十五條 本規約の改訂は組合總會の決議に依るも、緊急に解決を必要とする場合は役員会の決議に依り処理し實施す。



右規約の各條項を承認し本組合に加入したる証として左記署名捺印するものとす。

年 月 日

組合員氏名 (連

記)

### (三) 匿名組合の特質

#### (1) 經濟的・法律的立場より見たる字部式組合

企業の公私に従つて之を分つならば後に述べる所によつて明なる如く私的企業に属するのであつて、企業者の數から見れば沿革史的には集團企業中の少數集團企業(勞働協同体)から出發して後には其の集團はかなり大がかりなものに迄發展していつた。そして事業の結果に付いて實際上利害を共通にする點からいへば經濟的には確かに共同企業である。そこには多分に「前期的資本の形態」を残している。そしてかゝる企業形態が今日尙存續するについては特殊の地域社會的經濟事情を外にしては之を理解することは出來ないのである。

然し法律的にこれを見れば同組合は集團共同企業ではない。それは企業者に屬する企業であつて他の組合員は其の企業の爲めに出資はするが表面には現れない。組合員の企業者に対する關係(對内關係)は元本の利用を目的とする單なる債權債務の關係である。そして對外的には組合員の出資は凡て企業者の財産に歸屬する。此の點は商法の匿名組合と何等變る所はない。要するに同組合は實質的には集團共同企業の形態を持つてはいるものの法律的、對外的には單獨企業即ち個人企業として現われて來るのである。此の點に關して名西教授の説明を引用すると「字部式匿名組合は一般に匿名組合であると考へられているがこれは組合員の出資が組合長たる頭取に歸屬し頭取個人名義の財産

となり組合員の氏名が外部に發表されない事實に基くのである。しかししてこの事は鑛業權の登録においては共同出願が認められず個人名義を以てすることを要する事實に起因すると云われている。組合の名稱は一般に「何々炭鑛組合」などの名を以つて呼ばれ一應共同事業たることを表明するものであるが、事業の主体は頭取個人であり、組合員は直接に對外的責任を負擔するものでない』と、（名西教授前掲第二七九頁）

(2) 宇部式組合と性質が極めて類似している商法の匿名組合（商第二十九條）との比較

同組合が商法上の匿名組合と類似している點を挙げれば當事者の一方が相手方の企業（營業）に出資（此の出資は財産出資に限る）をなし、當事者の他方が契約の趣旨に従い特定の企業（營業）を營むことを必要とする點であり、更に組合契約は民法上の一種の消費貸借契約であつて組合員は資金を提供するが出資は凡て企業（營業）者の財産となり（民法上の組合は組合員の共有財産となり組合員は對外的責任を分擔する）對外的には企業（營業）者の陰にかゝれて企業（營業）の債權者に對して何等直接の關係に立たない點である。そして宇部式匿名組合の名もおそらく此の點から出て來たのであろう。其の相違點と思われる所は利益の分配に關し宇部式組合は單に拂戻しを約する（規約第二十二條）のみで、それ以外は之れを一人の企業家に一任し良心的の問題としている。そして純粹の利益の享受は普通此のいわゆる拂戻の中にかくれて判然としない所に特色がある。然るに商法上の組合の場合は利益を分配することとが組合の總体的要素となつて、之を契約の内容に織り込むのが普通である。危險負擔の問題に付いては宇部式組合は發生史的には頭取以下組合員は凡て無限責任である（規約第二十三條）。此の點民法上の組合と似ている。然るに商法上の組合にあつては損失を分擔することが普通ではあるがその要素ではないということである。従つて之れを分擔するか否か、分擔の割合如何は契約に於て任意にこれを決め得るのである。右の外宇部式組合にあつては組合の資

本金が一口何圓という均一額を持つ組合券に分たれ組合員は其の引受けた口數金額を一回或は數回に分けて拂込む方法によつて出資をする。此の點も商法上の組合とは甚だしく趣を異にし、むしろ株式會社の株式に接近しているが嚴密に言えばそれともまた異つた處がある（此の點は後述する）。

更に商法上の組合にあつては組合員の地位の讓渡は營業者の承認を得なければならぬに反し、宇部式組合の場合には規約第九條の規定にも拘らず事實上組合券は白紙委任狀附で市場に轉々することを默認する。

### ③ 宇部式組合と民法上の消費貸借との比較

他人の企業（營業）の爲めに元本の利用を許す點に於ては兩者は極めて類似している。そして外見的にも實質的にも此の兩者を區別することは困難である。たゞ前者の場合は元本の利用目的が契約の内容で特定しているに反し後者の場合は特定していない。更に消費貸借にあつては利益の有無に拘らず確定率の利息を支拂うことを要すると共に契約の最終日には元本の返済という問題が残るのであるが、同組合の場合は既に述べた如く契約には浮動利益のあつた場合單に拂戻を約する（規約第二十二條）のみで其の内容は之を一切企業家に一任する。それ故組合員に分配されるのは元本の分割拂戻しであつて、此の拂戻の中に純粹の利益分配が匿れていて外見上は其の限界が判然としていないのである。

### ④ 宇部式組合と株式會社との比較

既に述べたように『組合の資本金は一口何圓という均一額を持つ組合券に分たれ（規約第三條、第五條）組合員は其の引受けた口數に應じた金額を一回或は數回に分けて拂込む方法によつて出資する』點は株式會社の株式に類似しているようであるが、『株式會社の株式は會社財産に對する一定割合の持分權を意味する物權的權利であるに對し組

合券は頭取に對する債權的請求權を意味する』に止る。そして此の債權的請求權の内容として組合員が浮動利益に對する「拂戻金（利益配當を含む）の請求權」をもつ點については何等問題はないが、解散の場合に組合員が果して「頭取名義となつてゐる組合の残余財産の分配請求權」があるか否かについては、一つには組合格約の内容にもよることだし、二つには前記拂戻金の性質を如何に解するかによつても意見の分れるところである（此の點についてはまた後に述べることにする）。

次に宇部式組合に於ては株式會社の業務執行機關、監督機關、意思決定機關に相當する取締役、監査役（規約第七條）、組合員總會（規約第十三條乃至第十六條）を持つてはいるが、頭取が業務執行並に最高意思決定の一切の權限を保有してゐて役員は單に頭取の諮問機關、補佐機關に過ぎない。組合總會は決議機關ではなくして事業の経過報告機關に過ぎない場合が多い。此の點商法上の組合に於ける營業者の地位に似てゐる。更に組合員は出資口數に應じて事業より生ずる損益を分擔する無限責任を負わされてゐる點（規約第二十三條）株式會社の株主の地位より遙かに不安定である。

## 資 料

更に組合券は凡て記名式であつて無記名券の發行は認められてゐない。尙此の組合券の讓渡は規約に「組合長（頭取）の承認を得るにあらざれば無効とす」とか、たゞ單に「組合長の承認を要す」（規約第九條）とか規定されてゐるが、それは發生初期の單なる殘骸であつて今日では事實上之は殆んど空文に終つてゐる。というのは名義書換の白紙委任狀を以つて證券會社を通して轉々と市場に流れてゐるのであつて、此の點株式會社の株式と何等えらぶ所はないからである（宇部式組合と株式會社との比較については名西教授前掲第二七九―第二八二頁に負う所が少くない）。

(5) 之を要するに此の組合はその企業發展の過程より眺めて當地方の頼母子講の方法を利用して資本集中を圖つた

もので、その後近代法の影響を受けて民法や商法の定款を入れたり、株式會社の形式を取り入れたり、運營者の考え方や、性質などでまち／＼に出来ていて法的には多くの矛盾した所をもつた會社のような、個人のような特殊の企業体である。従つて之に對しては種々な見方が出て來ることにはなるが、經營者を信賴して投資する點、鑛業權の登録に於いて個人名儀を以つてする點に主体を置いて、企業の形態からいへば既に述べた如く個人企業とみるのが正當な解釋の仕方だということになつて來る。然し此の組合が民法、商法の實施以前の存在物であり、その内部構造が其の設立の時期により可成りの相違が窺われるばかりでなく、此の種企業に見られる祕密主義と規約を無視する慣行とは其の本質の理解を一層困難なるものにして、ただはたしかなことである。

(6) 以上述べ來つた所に依つて字部式匿名組合の法律的性格が大体明になつたと思うが、次に此の企業を資金の徴達、損益の分擔、課税關係の諸點から其の實體を分析して見よう。

企業資金の徴達に付いては少數の企業發起人が先ず資金の一定額(現物を出資する場合もある)を引受け、爾余の資金は株口數として一般大衆から證券業者を通して募集するのが近時普通の例となつていたのである。此の場合株式會社に於ける場合の如き面倒な設立手續の必要なく極めて簡単に出來る利點があるが、他面公明性を缺くおそれが多分に藏されている。

利益の分配に關しては前に觸れた様に株式會社に於ける如き利益分配とか、配當とかいう言葉を使わないであくまで單に「拂戻」(規約第二十二條)とのみ稱している。そして此の元本の分割拂戻金に對しては株式の配當の場合に於ける如き源泉課税としての徴税もない。この場合に於ける課税は企業者が營業收益税として一括して納税に當つてゐるからである。そしてそこに色々經理上技術的そうさが施され得る余地がある。端的に云えば此処に徴税上の問題

がある様にも思われる。企業に利益が續き此のいはゆる拂戻が度重なれば元本は次第に消却されて行く。斯ういう風に企業が順調に進む時には出資額の倍率額に相當する組合證券を必要に應じ新たに組合員に交付する。之れは法律的形式的には役員會の決議に依る増資（規約第七條）である。總會に於て必要に應じ將來の拂込を約束する決議をなすことを忘れないにしても、實質的にはそれは總て無償交付である。そして之を巷間俗に『株を割る』といつてゐるが、此の増資は拂込をさせないので、組合側から見れば將來の所謂「拂戻」を約する負債とも見られ、また資産の再評價とも見られよう。而も此処に不合理と思われる點は既に數回の拂戻を受けて元本が完済された組合券と雖も、頭初の出資金額は依然として減少しないのであつて、名西教授は此の點よりして所謂「拂戻金」の性質を『形式的には元金の拂戻であつても實質上は利益の配當と看做さるべきである』（前掲第二八二頁）といつて居られるが、組合側の主張は此の拂戻金の本質は飽く迄元本の返済と利益配當との混合物であつて、之を何れか一方に限定することは出來ないといふのである。此處に字部式組合の最も大きな特質の一つが存在するのであつて今日迄の所では、課税上組合側と税務當局との間に未だ此の點に關する意見の一致を見ず、後者は釋然としないものを残しながら前者の意見に従つてゐるようである。若し名西教授のいわれるように此の拂戻金を單に利益配當とのみ看做す場合に於ては株式配當と同様に課税の對象となること勿論であつて、既に述べた解散の場合に於ける残余財産の分配についても組合員は規約に反對規定のない限り民法の一般論よりいへば請求權が當然存在することになる。規約にも此の點何等の規定も設けられていないし、事實組合員側から残余財産の分配を請求した例も未だかつてなかつた。之が分配を爲すか否かは全く頭取の自由に一任されている。然し最近に至つて組合設立後一回の「拂戻」もなさないうちに不幸にも經營に頓挫を來した企業家に對して此の點が問題になりつゝある。更に途中より組合券を獲得して新に組合員となつた者として

#### 資 料

は、規約第九條に制限規定があるにも拘らず組合が株式同様の市場流通性を黙認して居る以上、恐らく此の點を問題にすることも出来るのではあるまいか。今日迄の所では前述の拂戻金や「株割れ」の新株が課税の対象となつたこともないし、過般の財産税の徴収に當つても組合員は其の所謂組合券に對する財産税の賦課を免れているのはたしかに出資者に對する一つの魅力であるかも知れない。然し此の所謂「拂戻」制度の因つて來る所を尋ねるに此の企業がその始め親しい者の間の人的結合体として出發し、容易に資本を集め手取り早く掘り取つて手取り早く止める必要から生れて來たのであつて、その後此の企業も次第に成長發展して組合員も遠隔の地方へ分散して、漸次資本の非人格化の傾向を黙認するようになり、また他方では動力として「ハネツルベ」・「ナンバ」を用いた時代から電氣を利用する機械設備に相當の投資を余儀なくされている今日としては、「拂戻」制度や、「残余財産の處分」の方式にも當然に質的變化を齎らざるを得ない筈である。にもかゝらず依然として古き形骸を固守する所に問題があるのであるまいか。尙組合の市民税課税に關連してこゝに一言すべきは宇部市に於ては組合の申入れがあつた場合、組合を個人と看做さずして法人と個人との中間的存在として取扱うという興味ある市會の決議が存在するということである。

企業の危険負擔の問題に關しては既に述べた如く頭取以下組合員は凡て無限責任を負うのであつて、其の發達の初期に於ては企業の損失を追加拂込の方法で組合員に負擔させた事例もないではないが、近時は殆んど其の例を聞かない。多くの場合、損失は頭取がその個人財産を以つて之を食い止め、組合員には單に出資金の損失に止めている。右の事情はとにかくとして組合員がかゝる不安定な地位を有するにも拘らず此の企業形態が宇部經濟圏に榮えて來たという事實の理解は、企業の中心人物たる頭取に對する地方人の無條件的信賴感、今日迄當該企業が比較的成功裡に業績を擧げて來たという事實と郷土に與えられた此の天惠の資源（石炭を指す）を他地區の者に惠與することを欲しな

い排他的な協同感情——後年之を宇部モノローと呼んでいるが近時此の意識は次第に解消されんとしている——以外に恐らく之を求めることは出来ないであろう。

#### (四) 匿名組合の将来性

之を要するに此の企業形態が今日の如き發展を見るに至つた背後には石炭鑛業という企業そのものが一方に於いて危険性を有しながらも他方に於いて基礎産業としての有利な地位にあつたということの爲めのみではない。そこには企業者と其の關係者の並々な努力が之を成功的に導いたことを見逃すことが出来ないと同時に同地域に於ける一般大衆の此の種企業に對する想像以上の理解と信頼とが此の企業の發展を助長したこともまた忘れてはならないことである。

此の企業形態は近時炭鑛以外の業種をも併せ經營して多角的に事業を行つている場合もないではないが大体に於て中小企業向の企業形態である。そしてこの制度が歴史的産物であり、法律的には前にもしばしば述べた如く個人企業であるということが、此の制度をして地域社會にしつくりなづませている反面に、封建的色彩と祕密主義的傾向を多分にもたせているのであつて、その正体をはつきり認識することは外部よりは勿論のこと内部にあつても中々容易の事ではない。

#### 資料

此の企業形態が少數の場合以外は今尙株式組織に移行せずに課稅率の比較的高い個人企業形態としての命脈を保つている所のは、それが複雑怪奇、祕密の殿堂に隠されていて千變萬化運營の妙味を持つ存在であるためであろうか。事實頭取(組合長)の個人的信用を重んじ、その人の經營手腕を資本に制約させずに發揮させるところにその最大



の長所があつたようである。然し今日の頭取は必ずしも個人的な信用を充分備えているものばかりとはいえないし、質的にいかゞわしい者があつて時に批判の対象に登ることさえある。それはとにかくとして企業經營が順調に進展する限りに於ては其處にはその存在を續けるに足る何物かゞ存していた。宇部式匿名組合は過去に於て確かに地域社會の經濟の發展に、資本の蓄積に極めて大きな役割を果して來た。然らばその將來性の問題はどうかであるか。此の點に關しては此の企業形態に特に何か取り上げて非難すべき欠點があるかどうかということを考へて見ることによつて解決するであらう。そして課税關係に於ける若干の問題は之を除いて考へてみても社會的、經濟的情勢の變化が此の特異の企業形態の存續を果して何時迄許すであらうか。事實匿名組合方式による炭鑛のうちでも經營者の近代的なセンスを持つてゐる所や、堅實な大手筋では經濟事情が悪化してくると今迄とかくの批判のある此の企業形態の欠陥を再認識して株式會社への改組を問題にせざるを得なくなる。此の點は昨年六月に地方新聞（山口日日新聞）が取り上げた所であつて、その改組の主な理由は次の如くである。

(1) 匿名組合の經營組織は近代資本主義以前のもので時代の推移と共に其の形態は次第に變化を受け創設當時と現在とは其の内容が全く違つたものとなつてゐること。

(2) 小規模の「ヤマ」は別として月産五千疋乃至一萬疋級の「ヤマ」になればとても限られた現在の宇部資本のみでは賄いきれず、どうしても外部資本の導入がなければ企業の經營が成立つて行かない事態となつた。所が匿名組合の性格を理解出來ない外部資本を集めるには公明性の薄い法的根據のない現在の組合組織では信賴性に乏しく、殊に終戦の「下サクサ」に補給金目當ての組合をつくつて、事實色眼鏡で見られるような行爲を行つたことが此の組合の外部信用を傷けたこと。

資 料

なことであつて徴税技術面に於ける當局の更に徹底的な研究を望んでやまない。

(一九五二、三、三)

(終)